

< 検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、平成26年12月18日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1218第2号」にて、検体検査実施料の算定留意事項が改正され、平成26年12月18日より下記項目の対象疾患が追加されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の留意事項改正

●対象疾患が追加された項目

項目コード	項目名称	実施料	判断料区分	診療報酬点数区分	備考	頁
459	エリスロポエチン	213点	生化学的検査(Ⅱ) 判断料:144点	「D008」34 内分泌学的検査	エリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。 ア 赤血球増加症の鑑別診断 イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断 ウ <u>骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定</u> [注]下線部が追加されました。	p.78